
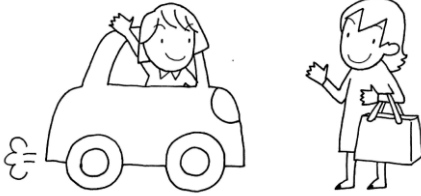







事由	1 組合員活動を支えるためのケア	2 組合員活動のため車を乗り合わせてきたときのケア	3 エコぴよん託児 (集団託児)
	 <p>ちらしまき 飛騨わたろ おじいちゃんをみてくれて ありがとう。</p>		 <p>私は今度、 試食会に 行ってみたい!</p> <p>私は、 学習会へ出てみたい!</p> <p>託児は私たち 託児グループがまがせて!</p> <p>※エコぴよん託児の利用方法は 15 頁を参照</p>
事象	組合員活動時に、身近なエコロ共済加入者に託児等のケアをしたもらったとき	組合員活動に参加するため、車で一緒に乗り合わせてきたとき	組合員活動時にエコぴよん託児 (集団託児) を利用したとき
保障内容	<p>・ケア金 1 ケア 2 時間まで 600 円 2 時間超 800 円</p> <p>※委員会活動に限り、幼稚園・保育園の延長保育も対象です (委員本人が活動時間を調整できない会議、および委員会主催で一斉に行う企画等)。 延長保育は 600 円までの実費</p>	<p>・ケア金 1 ケア 片道 200 円</p> <p>※往復申請の場合、 行きで 1 ケア 200 円 帰りで 1 ケア 200 円</p>	<p>・ケア金 ケア者 1 人につき 2 時間まで 1200 円 3 時間まで 1800 円</p> <p>※ケア者が会場到着後に託児がキャンセルされた場合は 600 円をケア金として保障 及び交通費</p> <p>・コーディネーター料…300 円/回 ※ケア者の決定後のキャンセル時も保障</p>
ケア内容	<p>・託児 (託児の場合は、小学 6 年生以下)</p> <p>・食事作りなど子ども・高齢者等の家族の世話、家事援助</p>	<p>・組合員活動のために、自宅と会場間を車で乗り合わせてきたときの送迎 (申請用紙には、主催者の名前、会議・企画名、会場名を記入)</p>	<p>・託児グループに登録したケア者による託児</p> <p>・託児対象年齢は小学 2 年生以下</p>
限度	<p>・生活クラブ加入待機中で、エコロ共済加入の方は保障。</p>		
補足	<p>・兄弟の託児は 1 ケアと扱います。 (依頼者が複数の場合、ケア者一人当たり 1 日 1,500 円が上限)</p> <p>・別居の家族間のケアは保障の対象とします。(同居の家族間のケアは対象外)</p> <p>・障がいを持っている人が活動 (委員会活動・学習会活動等) に参加するときの付き添いも含まれます。</p> <p>・消費材の荷受け、通常の班会は除きます。</p>	<p>・家族間の乗り合わせは対象外です。</p> <p>・複数で一緒に車で乗り合わせた場合は、代表で 1 人が申請し、1 ケアと扱います。</p> <p>・単協及びエリア主催の会議・企画が対象です。</p> <p>・展示会、陽だまりカレッジ、エコロクラブ主催企画は対象外です (展示会お手伝いは対象)。</p> <p>・車両事故時の保障は車の保険を使用となります。</p>	<p>・エコロ共済未加入者が託児当日加入した場合も可です。 ただし、事前の託児予約が必要。</p> <p>・ケアは、単協やエリアで事前に認められた組合員活動を対象とします。</p> <p>・主たる保護者である場合、孫は子どもに準じるものとします。</p>
提出書類	<p>申請書 A-1 (18 頁) ※延長保育時の申請の場合は、活動を証明できる委員長の証明と金額の証明書が必要</p>	<p>申請書 A-2 (19 頁)</p>	<p>★申請書 A-3 託児会場代の領収書等、支払金額が明記された書類 (コピー可) ★託児ケア者が使用する申請書です</p>






組合員活動保障

事由	4活動中の事故で負傷したときの保障とケア	5-1, 5-2 活動中の自家用車・バイク・自転車の自損事故・盗難の保障
	 <p>ちらしまきの途中のケガ</p>	
事象	組合員活動中に負傷（同行の家族も対象）したとき ①入院もしくは、在宅療養にかかった治療費 ②身近なエコロ共済加入者にケアしてもらったとき	組合員活動中に自家用車、バイク、自転車が ①自損事故を起こしたとき ②盗難にあったとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> ・治療費実費 ・ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・修理費、買い換え費用にかかった実費
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助 	
限度	ケア金と治療費実費あわせて、 1事由につき 50,000円限度	<ul style="list-style-type: none"> ・車、バイクは 1事由につき 5,000円限度 ・自転車は 1事由につき 3,000円限度
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・消費材の受取りの往き帰りの事故は含みません。 ・事故が発生した場合は、すみやかにセンターへ連絡します。 ・活動主催者の証明が必要です。（申請書証明欄） ・保障対象は、事故発生より10日以内に医療機関に受診を開始したものとします。 ・組合員同士であっても家族間のケアは対象外です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動主催者の証明が必要です。 ・消費材の受取の往き帰りの事故は含みません。 ・保険使用の場合は対象外です。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ★申請書A-4 医療機関発行の治療費領収書（コピー可） ★申請書A-4は取り寄せ 	<ul style="list-style-type: none"> ★申請書A-5 修理費明細書、または新規購入の領収書 盗難の場合、警察署の盗難受理番号 ★申請書A-5は取り寄せ





共同購入活動保障

事由	1 共同購入品の破損・盗難の保障	2 共同購入備品の破損・盗難の保障	3 荷受場所での共同購入品破損の後始末の保障
			
事象	<p>共同購入品が</p> <p>①破損したとき（家族受取時も含む）</p> <p>②盗難にあったとき（配達当日の午後9時までの発見）</p>	<p>生活クラブで購入した受取容器を、事故による破損や盗難により、再度購入したとき</p>	<p>荷受場所で共同購入品を破損（家族受取時も含む）させ、後始末を行ったとき</p>
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> 被害実額（100円以上、税込） 班値引きありの時は値引き後の金額 1人年3回まで 	<ul style="list-style-type: none"> 再購入した同一の受取容器購入代金。 同一品がすでになくなっている場合や、価格改定している場合は、同一規格と同等レベルの購入代金を保障。同等よりもレベルアップ品を購入する場合は、元々の購入費用分のみを保障。 班の場合は、購入代金×班加入率分を保障額とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 荷受先組合員に対し1回300円を給付。
限度	<p>1事由につき、50,000円限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1事由につき、10,000円限度 同一品につき、年1回まで 	<ul style="list-style-type: none"> 年3回まで
補足	<ul style="list-style-type: none"> 破損は自宅玄関の中に入れるまでの破損です（ただし個配で、玄関内で消費材を受け渡す場合は、受け渡し中のみ保障する）。盗難は荷受場所での盗難です（班の場合は他の組合員の取間違いの有無確認が必要）。 共同購入班は、配達翌日の荷受場所整理中の破損も含まれます。 特定できない人や動物による被害も含まれます。 破損とは、使用に耐えないものとします。 「盗難は3日以内」「破損は原則3日以内」にセンターへの連絡が必要です。（土日、休日をまたぐときは、その翌日まで） ドライアイスの不備、取り忘れによる解凍事故は保障の対象外です。 再発防止のための対策を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活クラブの斡旋した受取容器に限ります。（個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等） 破損は事故破損の場合のみです。（老化による自然破損は対象外） <p>※班加入率＝ $\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 荷受先組合員、および、破損させた組合員、どちらもエコロ共済加入者に限ります。 破損が発生し水道で掃除したときなど、荷受先組合員に対する保障です。 申請は、汚した人など荷受場所以外の組合員が行います。 破損は事故破損の場合のみです。動物の被害は対象外。（人為的被害のみ対象）
提出書類	<p>申請書B-1（20頁） 配達伝票または集金明細表 （コピー可）</p>	<p>申請書B-1（20頁） 新しく購入した備品の集金明細 または集金照合表のコピー</p>	<p>申請書B-1（20頁）</p>





共同購入活動保障

事由	4-1 共同購入配達ケア	4-2 日常的に受取困難な人への共同購入配達ケア
		
事象	共同購入品を預かってもらったり、配達のケアを受けたとき	日常的に受け取りが困難なために、ケアが必要な人が配達のケアを受けたとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 1回400円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 1回300円
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の理由で受取困難な時の共同購入品の預り・配達 1) 加入者本人の組合員活動中 2) 加入者本人・家族の療養、本人の出産（妊娠から子ども1歳未満まで） 3) 加入者の家族の葬儀・葬儀後（2週間） 4) 加入者の住宅災害時（生活保障3で対象とする災害時） 5) 消費材の受取り困難時（帰省や旅行・仕事など。班荷受での取り忘れ時） ※ 5)は年3回までが限度 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の理由で受取困難な時の共同購入品の預り・配達 1) 加入者本人が家族の介護を行うとき 2) 加入者本人がハンディキャップ（障がい・慢性疾病）があるとき 3) 加入者本人が高齢（65歳以上）であるとき
限度	年間12,000円 （4月～翌年3月分 ただし、2)の出産時は妊娠から子ども1才未満までの期間）	4-1とあわせて、年間15,000円 （4月～翌年3月分）
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・事由により受取困難となり手助けが必要な時のケアです。 ・家族で受取りできるときは、家族で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事由により日常的に受取困難となり手助けが必要な時のケアです。 ・個別配送が開始になっていない地域で、運転免許の返納、持病の悪化により外出困難など、荷受に出かけることが病気や高齢などで困難になった時。
提出書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申請書B-2</div> （21頁）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申請書B-2</div> （21頁）

・別世帯であっても2親等内の家族どうして行うケアはケア金の対象外。






共同購入活動保障

事由	5手助けが必要な加入者への共同購入品 申込みサポートケア	6個配組合員スタート時・新班結成時の受 取容器代補助
		
事象	共同購入品の申込みサポートを受けたとき	個配組合員スタート時、新班結成時に、受取容 器を購入したとき
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 1回300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活クラブ幹旋の受取容器を購入した場合に補助。 個配…代金の半額。 班 …2000円×班加入率。
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（65歳以上）や障がい、ハンディキャップのある加入者が手助けが必要で、共同購入品の申込みを代行してもらった場合 ・外国人などで日本語を読むのが難しいときに、申込みの手助けをしてもらった場合 ・新加入者が注文方法を教えてもらったとき（加入から2ヶ月以内。3回程度） ・例） カタログやチラシを読んでもらう 注文用紙に記入してもらう インターネット注文をしてもらう 注文の仕方を説明してもらう 	
限度	<p>年間限度額 12,000円 （4月～翌年3月分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新加入者は、加入から2ヶ月以内に3回まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・班 上限2000円（税別） ・個配上限500円（税別） （個配は代金の半額を補助 班は2000円×班加入率を補助）
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートする組合員もエコロ共済加入者に限ります ・新加入者のサポートは、組合員活動時以外の自宅を訪問等してケアした場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は個配・班開始6ヵ月以内の組合員に限ります。 ・生活クラブの幹旋した受取容器に限ります。 （個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等） ・班加入率＝$\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}$
提出書類	<p>申請書B-2 (21頁)</p>	<p>申請書B-3 ★申請書B-3は取り寄せ</p>


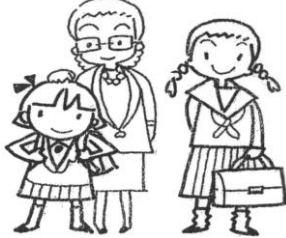


生活保障

事由	1 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときのケア	2 加入者本人の出産前後のケア	3 家族の入院・在宅療養または、介護で付添い・介助する時の加入者へのケア
			
事象	<p>本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときに、身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき</p>	<p>本人が出産前後の療養中に、身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき</p>	<p>身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき ①家族が不慮の事故や病気で入院や在宅療養したり、家族の付き添いや介助などをするため、家族のためにケアをしてもらった ②家族の介護をしている時に、家族のためにケアをしてもらった</p>
保障内容	<p>・ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円</p>		
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の世話等の家事援助
限度	<p>生活保障（事由2 出産ケア以外）の年間の合計で、16,000円（2019年度は24000円）（4月～翌年3月分）</p>	<p>妊娠から子ども1歳未満までの合計で、16,000円（但し、2019/9/30までのケアについては24,000円（10/31迄に申請））</p>	<p>生活保障（事由2 出産ケア以外）の年間の合計で、16,000円（2019年度は24000円）（4月～翌年3月分）</p>
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア期間は、出産前から子ども1歳未満までです。 ・療養や介護中のため保障の対象となる家族の範囲は2親等以内の家族。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ケア者1人あたり1日800円が上限です。 ・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。 ・別世帯であっても2親等内の家族どうしで行うケアはケア金の対象外。 </div>		
提出書類	<p>申請書C-1 (22頁)</p>	<p>申請書C-1 (22頁)</p>	<p>申請書C-1 (22頁)</p>





生活保障

事由	<p>4 家族が亡くなったときの加入者へのケア 葬儀に出席するときの加入者へのケア</p>	<p>5 学校（保育園・幼稚園を含む）行事に参加するためのケア</p>
		
事象	<p>身近なエッコロ共済加入者にケアをもらったとき ①家族が亡くなり葬儀を行うときに、家族のためにケアをもらった ②葬儀・告別式・通夜に出席する際に、家族のためにケアをもらった</p>	<p>学校（幼稚園・保育園含む）の行事に参加するため、身近なエッコロ共済加入者に託児ケアをもらったとき</p>
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円 ・ 年8回まで
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の世話等の家事援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児 (託児の対象は小学6年生まで)
限度	<p>生活保障（事由2 出産ケア以外）の年間の合計で、16,000円（2019年度は24000円） （4月～翌年3月分）</p>	
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケア期間は、事由発生後2週間です。 ・ 葬儀に関する家族の範囲は、同居する家族、または別居の3親等以内の親族とします。行事・儀式そのものの手伝いは保障対象外です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事の対象は、入学式・卒業式・授業参観・懇談会・発表会・運動会、およびPTAの役員会議、それに関連する事項です。
提出書類	<p>申請書C-1 (22頁)</p>	<p>申請書C-1 (22頁)</p>



生活保障

事由	6 リフレッシュケア	7 加入者の住宅災害時のケア
		
事象	<ul style="list-style-type: none"> ・本人がリフレッシュしたとき <ol style="list-style-type: none"> ①子育て中 ②介護中 ③ハンディキャップのある家族を介助中 ・ハンディキャップをもつ本人が、身近なエコロ共済加入者の介助によりリフレッシュしたとき 	<p>居住する住宅が災害にあい、身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき</p>
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 <ul style="list-style-type: none"> 2時間まで 600円 2時間超 800円 ・年6回まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 <ul style="list-style-type: none"> 2時間まで 600円 2時間超 800円
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ・託児(小学6年生まで) ・介護の必要な家族の見守り ・ハンディキャップを持つ家族の見守り ・ハンディキャップを持つ本人のリフレッシュのための介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・後片付け、家事援助、家族の世話、託児
限度	<p>生活保障(事由2 出産ケア以外)の年間の合計で、16,000円(2019年度は24000円)(4月～翌年3月分)</p>	
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・仕事を理由とした時も対象。 ・理由は何でもOKですが申請書に記入して下さい。(例:「兄弟げんかが続いて…」「美容院に行く」など) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ケア者1人あたり1日800円が上限です。 ・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・別世帯であっても2親等内の家族どうしで行うケアはケア金の対象外。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害とは、自然災害・風水害・火災および消火による水漏れ事故などです。(地震・噴火・戦争は災害に含みません) ・加入者の居住する住宅に限ります。 ・居住する住宅内にある耐久消費材の災害を含みます。 <p>※共同購入品の預り・配達のカケアは、共同購入活動保障4(申請書B-2)で申請してください。</p>
提出書類	<p>申請書C-1 (22頁)</p>	<p>★申請書C-2 ★申請書C-2は取り寄せ</p>